

令和2年松前町条例第1号

松前町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月18日

松前町長 岡 本 靖

松前町監査委員条例の一部を改正する条例

松前町監査委員条例（昭和59年松前町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項<u>若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項若しくは第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の要求があつた場合には、_____7日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項の規定による<u>監査の請求、法第199条第5項の規定による監査の要求、法第242条の規定による監査の請求又は法第243条の2</u>の_____の規定による監査の要求があつた場合には、<u>監査委員は</u>7日以内に監査に着手しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。